

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：14301

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B））

研究期間：2019～2023

課題番号：19KK0030

研究課題名（和文）国際的な子どもの保護と児童の権利条約 学際的な視点から

研究課題名（英文）International Child Protection and the UN Convention on the Rights of the Child - From an Interdisciplinary Perspective

研究代表者

西谷 祐子（Nishitani, Yuko）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：30301047

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題においては、グローバル世界における1989年児童の権利条約の遵守及び子どもの権利保護を実現するのにとるべき方策について、法学を中心に心理学及び社会学の視点も踏まえて、国際的な学際共同研究を行った。その際には、諸外国の研究者及び実務家と密接に連携しながら、比較法的視点から見た子どもの権利保護の観点から、(1)いかにして国境を越えた子の奪い合いに関するハーグ条約の日本における実施を改善し、子どもの保護や意見聴取を実現するか、また(2)移民時代において日本の定住外国人が増加する中で、いかにして外国人の子どもを保護し、適切な制度設計をしていくか、という二点を柱として考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題は、日本における子どもの権利保護が不十分であり、1989年児童の権利条約の実施のあり方を改善する必要があるという問題関心を出発点としており、(1)国境を越えた子どもの連れ去りへの対応及び(2)外国人の子どもへの保護について、学際的視点から国際共同研究を行うことで、理論的及び実践的観点から考察を行った。そして、諸外国における子どもの権利保護を中心とした思想的基盤及び制度設計について考察するとともに、日本の制度の特性及び問題点について分析し、その原因を探り、改善策について検討し、具体的な提言を行うという学術的にも社会的にも意義のある研究を行った。

研究成果の概要（英文）：The underlying project envisaged international interdisciplinary research grounded on legal studies, as well as psychological and sociological studies. This research aimed to examine the implementation of the 1989 UN Convention on the Rights of the Child and the protection of children in today's globalized world. In conducting this research, we closely cooperated with foreign academics and practitioners and addressed as two pillars the following two subjects in a comparative perspective of the protection of children's rights: (1) How to improve the implementation of the 1980 Hague Child Abduction Convention and realize the protection and the hearing of the child in Japan, and (2) how to protect foreign children and develop appropriate measures in view of the increasing number of long-term foreign residents in the era of migration in Japan.

研究分野：国際法学

キーワード：児童の権利条約 子どもの権利 子の奪い合い ハーグ条約 子の意見聴取 移民 社会統合 外国人の子ども

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

グローバル化が進む中で、人の国境を越えた移動が活発化し、移民が急速に増えている。そのような中で、最も弱い存在である子どもをいかにして実質的に保護し、適正な社会環境及び家庭環境を整えるかが喫緊の課題となっており、子どもの社会的条件、家族関係及び法的保護の枠組みについて多角的に検討し、考察を深める必要が生じてきた。1989年に国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」(以下、「児童の権利条約」という)は、30年にわたってその指導的原理を示してきたが、日本を含めて、まだその実施が不十分である締約国も少なくない。そこで、本研究課題においては、法学を中心に、心理学及び社会学の視点も踏まえて、ドイツその他の欧米諸国と比較し、諸外国の研究者及び実務家と密接に連携しながら、日本における国際的な子どもの保護の現状を把握し、さらなる発展の方向性を探ることが必要であると考え、国際的な学際共同研究を行うこととした。

具体的には、(1)国境を越えた家族の離別と子どもの保護、及び(2)外国人の子どもの保護を柱として、各々の専門の立場から研究課題に取り組み、学際的な国際共同研究を行うこととした。(1)は、1980年にハーグ国際私法会議が採択した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、「ハーグ条約」という)を中心とするもので、日本が2014年に同条約を受諾した後の実施上の課題及び改善すべき点などについて考察することとした。(2)については、日本政府が2018年12月に30万人以上の外国人労働者の受入れを決定し、その定住化が進む中で、外国人の子どもたちの権利をいかにして保護するかが重要な課題となっていることを踏まえて、検討対象としたものである。

国際共同研究の連携先としては、世界的に著名で理論家として名高いドイツのマックスプランク比較私法及び国際私法研究所長であるラルフ・ミヒェルス教授を中心に研究交流を行うこととした。また、英国、米国、豪州、フランス等の専門家とも交流し、様々な示唆を得ながら国際共同研究を行うこととした。

### 2. 研究の目的

本研究課題は、日本における子どもの権利保護が不十分であり、1989年児童の権利条約を十分に実施できていないという問題関心を出発点としている。そして、法学を中心に、心理学及び社会学との学際的視点も踏まえて、ドイツ、フランス、英国、米国等と比較検討して学際的な国際共同研究を行うとともに、日本における子どもの保護の現状を把握し、さらなる発展の方向性を探ることとした。具体的には、(1)国境を越えた家族の離別と子どもの保護、及び(2)外国人の子どもの保護を柱として、比較法的視点を踏まえて、理論的及び実践的観点から日本の制度の特性及び問題点を考察し、その原因について分析するとともに、子どもの保護を実質的に実現するための制度設計を考え、提言を行うこととした。

(1)国境を越えた家族の離別と子どもの保護については、ハーグ条約が中心となる。ハーグ条約は、両親の間で国際的な子の奪い合いがあった場合に、子を迅速に元の常居所地国へと返還することを原則とするとともに、残された親と子との面会交流を確保するための法的枠組みを整えている。これは、双方の親と恒常的に密接な交流を保ち、子の最善の利益を確保し、健全な環境のもとで成長するという子どもの権利を保護するものである。日本は、2014年にハーグ条約を受諾し、誠実に実施してきた。そして、両親の合意による解決が全事件の2/3を占めるなど、日本に特徴的な運用もなされてきたが、他方で返還決定が下された後の執行手続や、子の意見聴取のあり方、残された親との面会交流の実施などに関して問題点も指摘されてきた。そこで、本研究課題においては、比較法的視点から、ドイツや欧米諸国の進んだ運用状況について研究するとともに、日本の家族制度の特性も踏まえながら、子どもの権利保護を中心に据えた望ましい制度設計のあり方を考察することとした。

(2)外国人の子どもの保護については、日本において外国人労働者が増加するとともに、定住化が進んでおり、外国人の子どもたちの権利をいかにして保護するかが課題となっている。とりわけ外国人労働者の家族帯同を認め、外国人の子どもに教育、医療及び社会福祉を保障すること、そして社会統合を促進することが重要である。外国人の子どもは日本語を話せず、学校教育を受けられないまま疎外され、非行に走ることも多い。また、親が在留許可や難民認定を受けられず、子どもが生活してきた日本を離れざるを得ないケースも多い。そこで、本研究課題においては、ドイツを始めとする欧米諸国の状況と比較し、日本及びアジアにおける人の移動形態の相違点と特徴に着目するとともに、今後の日本における外国人の子どもの保護のあり方について理論的及び実践的観点から考察を進め、望ましい方策を探ることとした。

### 3. 研究の方法

(1)国境を越えた家族の離別と子どもの保護については、ドイツ、フランス、英国、米国、豪州等の欧米諸国やシンガポール、香港における実務上の運用及び理論的観点からの検討がき

わめて進んでいる。それゆえ、早くから条約を実施してきた諸外国において子どもの権利保護のためにどのような工夫がなされ、発展してきたかを知ることで、日本での改善策を模索し、今後の実務への提言を行うこととした。具体的には、まず理論的観点から、心理学を踏まえた学際的な視点に立って、子奪取条約の構造、趣旨目的及び解釈、子どもの権利保護及び児童の権利条約・欧州人権条約との関係、子どもの意見聴取の意義などに関する様々な文献を渉猟し、検討を行った。その際には、ミヒェルス教授との議論を通じて、有益な示唆を頂戴した。

また、当初は、諸外国におけるハーグ条約の運用状況を子細に検討し、実務での工夫などを知るために、現地に赴いてこれらの問題に造詣の深い研究者や裁判官、弁護士などに聞き取り調査を行い、セミナー等にも参加する予定であったが、コロナ禍のために一部予定を変更せざるを得なかった。もっとも、オンラインを活用することで、ドイツの研究者（トビアス・ヘルムス教授、アナトル・ドゥッタ教授ほか）や裁判官（エルプ・クリューネマン氏、ザビーネ・ブリーガー氏ほか）に必要な聞き取り調査を行ったほか、ウェビナーで米国ニューヨーク大学の著名な国際私法学者であるリンダ・シルバーマン教授と共同で研究発表を行うなど、充実した国際共同研究を行うことができた。コロナ後には、米国の著名な研究者であるルイズ・エレン・タイズ教授や、実務家であるメリッサ・クチンスキー氏とニューヨークにて面談する機会もあり、有益な示唆を得ることができた。そのほか日本におけるハーグ条約の運用に関する実態について海外向けに英語論文での情報発信を行ったほか、日本においてシンガポールの裁判官をお招きしていわゆる治療的司法に関するセミナーを開催し、子どもの保護のためにどのような司法の運用が望ましいかについて考察を行う貴重な機会も得た。

(2) 外国人の子どもの保護については、ドイツ、フランス、英国等における移民及び子どもの保護に関する政策論議が飛躍的に進んでいる。そこで、日本における外国人の子どもの保護をめぐる問題点について正確に理解し、政策提言を行うために、法学及び社会学の視点から各国との比較検討を行うこととした。当初は、ドイツ、フランス、英国等の移民政策及び子どもの保護について理論的及び実践的観点から検討を行うために、現地に渡航して様々な研究者と共同研究を行い、実務家とも交流して調査研究を行うことを予定していたが、コロナ禍のために一部予定を変更せざるを得なかった。しかし、理論的観点からの考察においては、十分に外国語の資料を入手し、考察を進めることができたほか、コロナ後にはドイツ、英国、米国のほかアジア諸国にも渡航し、充実した研究を行うことができた。その際には、欧米諸国が多数のムスリム移民を受け入れ、家族帯同を前提とする定住型の移民を受け入れてきたために、多文化主義や人権保障のあり方が長く議論されてきたのに対して、アジア諸国においては家事労働型の人の移動が多く、移民の社会統合や子どもの保護をめぐる問題が別の形で表れることが分かった。もっとも、近時は日本でも定住外国人が急増しており、家族を呼び寄せるケースも増えているため、移民の形態が定住型と短期滞在型に二極化しており、子どもの保護についても各々の類型に応じたきめ細やかな考察が必要であると分かったのは有益であった。

#### 4. 研究成果

本研究課題においては、以上の学際的な国際共同研究を通じて、十分な研究成果を挙げることができたと思われる。まず(1)について、法学及び心理学を柱として国際的な学際共同研究を行うことで、諸外国のハーグ条約の運用について正確に把握し、ハーグ条約及び児童の権利条約・欧州人権条約との関係について十分に理解し、子どもの権利保護という視点から日本におけるハーグ条約の運用のあり方及び改善すべき点を詳細に考察することができた。

(1)に関する業績として、大谷美紀子・西谷祐子編著『ハーグ条約の理論と実務：国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために』がある。本書は、日本の代表的な研究者及び弁護士、外務省ハーグ条約室長及び法務省担当官による論稿を含んでおり、ハーグ条約に関する第一線の研究者及び実務家による重要な成果であるといえる。研究代表者は、総論及びドイツ・フランスにおける監護紛争に関する章を担当したほか、他の執筆者との密接なやり取りを通じて本書を取りまとめた。また、研究代表者は、「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望」二宮周平編集代表『現代家族法講座・第5巻』（日本評論社、2021年）などの邦語での研究成果も公表している。そのほか研究代表者は、海外にも成果を発信するために、Rishi Gulati, Thomas John and Ben Koehler (ed.), 『Elgar Companion to the Hague Conference on Private International Law』（Elgar, 2020）にも寄稿し、ハーグ条約を含む国際法文書の解釈適用及びアジア諸国の意義について論稿を著したほか、Marilyn Freeman and Nicola Taylor (eds.), 『Research Handbook on International Child Abduction』（Elgar, 2023）にも寄稿し、日本におけるハーグ条約の運用の実情と課題、そして他のアジア諸国にとってのハーグ条約加盟の意義についても詳細に論じた。2024年3月には、研究分担者である小田切がシンガポールの裁判官を招聘して東京弁護士会館にて治療的司法に関するセミナーを開催しており、重要な意見交換を行うことができた。

(2)については、法学及び社会学を柱として国際的な学際共同研究を行い、欧米諸国及びアジア諸国との異同を踏まえつつ、外国人の子どもの保護について考察を進め、日本における問題点、移民政策の欠如、及び今後とるべき方策などについて成果を発表することができた。(2)に関する業績として、研究代表者は、子どもの権利保護をめぐる課題を踏まえつつ、移民と多文化主義をめぐる価値の相剋について論稿を著した。たとえば、Christophe Benicke/Stefan Huber

(ed.), Festschrift für Herbert Kronke zum 70. Geburtstag am 24. Juli 2020 (Giesecking, 2020)に寄稿した国際家族法における個人の文化的アイデンティティーに関する論稿や *ZJapanR Sonderheft/J.Japan.L. Special Issue, Vol. 13* (2020)に寄稿した個人と文化に関する論稿などが挙げられる。また、日本における移民の包摂と排除をめぐる諸問題について、研究代表者の責任で *Japanese Yearbook of International Law, Vol. 66* (2023)において「Mobility and Belonging in a Globalized World」と題する特集を企画し、複数の執筆者と協力して執筆を行った。その中でも、研究代表者は、個人のアイデンティティーと属人法の決定基準の考え方について比較法的考察を深め、成果として論稿を発表することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 11件 / うち国際共著 7件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 56
2. 論文標題 Surrogacy under the Shadow of Globalization	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 NYU Journal of International Law & Politics	6. 最初と最後の頁 305-329
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 66
2. 論文標題 Personal Law in Contemporary Private International Law: A Changing Role of Nationality, Citizenship, and Habitual Residence	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 295-317
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Protection of Same-Sex Couples in Cross-Border Legal Relationships	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Yoshie Ito, Benjamin Moron-Puech and Tetsushi Saito (eds.), Droits humains des minorites sexues, sexuelles et genres: Regards franco-japonais	6. 最初と最後の頁 forthcoming
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 International Child Abduction in Asia	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Marilyn Freeman and Nicola Taylor (eds.), Research Handbook on International Child Abduction (Elgar)	6. 最初と最後の頁 200-217
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 192巻1 = 6号
2. 論文標題 グローバル化の中での国際家族法と人権規範との協働 欧州における法規範の多元性をめぐって	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 153-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 18
2. 論文標題 国際的な子の連れ去りと家事調停及びメディエーション	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 77-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani, Mika Aotake	4. 巻 1
2. 論文標題 Significance and Limitation of the State Intervention into Family Relationships in Japan	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Arkadiusz Wudarski (ed.), Staatliche Eingriffsbefugnisse in das Familienleben. Kindeswohl im Spannungsverhaeltnis zwischen Staat und Familie	6. 最初と最後の頁 forthcoming
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Japan	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Jens M. Scherpe and Andrew Hayward (ed.), The Legal Status of De Facto Relationships	6. 最初と最後の頁 forthcoming
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 1
2. 論文標題 ハーグ条約による子の返還と事情変更 最決令和2年4月16日, 最決平成29年12月21日	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 山本和彦編『子の引渡手続の理論と実務』	6. 最初と最後の頁 181-199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 1
2. 論文標題 家族関係における複層的法秩序をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広渡清吾・大西楠テア編『移動と帰属の法理論 変容するアイデンティティ』	6. 最初と最後の頁 174-199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 120巻1号
2. 論文標題 コロナ禍がもたらす国際私法学の挑戦	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 18-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 52
2. 論文標題 Access to the Child in Cross-Border Family Separation	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ZJapanR/J.Japan.L.	6. 最初と最後の頁 51-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 1
2. 論文標題 第1章 総論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大谷美紀子・西谷祐子編著『ハーグ条約の理論と実務：国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために』	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 1
2. 論文標題 第9章 ドイツ及びフランスにおけるハーグ条約の実務と監護権・面会交流	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大谷美紀子・西谷祐子編著『ハーグ条約の理論と実務：国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために』	6. 最初と最後の頁 211-239
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 5
2. 論文標題 子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 二宮周平編集代表・渡辺惺之編集担当『家族法講座〔第5巻・国際化と家族〕』	6. 最初と最後の頁 57-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Kulturelle Identitaet und Menschenrechte im internationalen Privatrecht	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Christophe Benicke and Stefan Huber (ed.), Festschrift fuer Herbert Kronke zum 70. Geburtstag am 24. Juli 2020	6. 最初と最後の頁 433-445
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する



1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 The HCCH's development in the Asia-Pacific region	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Rishi Gulati, Thomas John and Ben Koehler (ed.), Elgar Companion to the Hague Conference on Private International Law	6. 最初と最後の頁 61-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Child Protection in Private International Law. An HCCH Success Story?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Rishi Gulati, Thomas John and Ben Koehler (ed.), Elgar Companion to the Hague Conference on Private International Law	6. 最初と最後の頁 259-275
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 26
2. 論文標題 日本における子奪取条約の運用と近時の動向について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 48-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 13
2. 論文標題 La culture et la personne en droit international prive de la famille	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ZJapanR Sonderheft/J.Japan.L. Special Issue	6. 最初と最後の頁 73-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 28
2. 論文標題 子の返還を命ずる終局決定に違反した子の監護と人身保護請求（最判平成30年3月15日）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch・国際私法	6. 最初と最後の頁 0
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西谷祐子	4. 巻 62
2. 論文標題 ハーグ子奪取条約実施法上の返還拒否事由としての「留置の同意」及び「重大な危険」 東京高決平成30年5月18日	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 142-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Foreign Law in Domestic Courts Challenges and Future Developments	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Franco Ferrari and Diego Fernandez Arroyo (eds.), Private International Law: Contemporary Challenges and Continuing Relevance	6. 最初と最後の頁 412-433
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yuko Nishitani	4. 巻 1
2. 論文標題 Kulturelle Identitaet und Menschenrechte im internationalen Privatrecht	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Festschrift Herbert Kronke	6. 最初と最後の頁 421-433
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計27件（うち招待講演 25件 / うち国際学会 21件）

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Nationality and Citizenship in Private International Law
3. 学会等名 2024年3月12日マックスプランク国際私法及び比較私法研究所Conflicts Clubにて（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Abduction and Child Participation Issues
3. 学会等名 2023年10月19・20日Experts' Meeting: Nurturing the 1980 Hague Convention（ウェストミンスター大学にて開催）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Personalstatut im gegenwaertigen IPR: Staatsangehoerigkeit, gewoehnlicher Aufenthalt und das Anerkennungsprinzip
3. 学会等名 2023年7月1日ハイデルベルク大学Heinz-Peter Mansel教授65歳誕生日記念シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Surrogacy under the Shadow of Globalization
3. 学会等名 2023年4月20日ニューヨーク大学シルバーマン教授退官記念シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Public Interest in Private International Law
3. 学会等名 2023年5月25・26日ハーグ国際法アカデミー100周年記念シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Citizenship and Nationality in Private International Law
3. 学会等名 2023年8月3-5日シンガポール経営大学主催Journal of Private International Lawシンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Implementing the Child Abduction Convention in Japan and the US
3. 学会等名 2023年9月27日NYUロースクール・米国アジア研究所主催ウェビナー（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 The Parentage/Surrogacy Project of the Hague Conference on Private International Law
3. 学会等名 2022年5月5日スイス比較法研究所第33回国際私法ワークショップ「Family status, Identities and Private International Law: A Critical Assessment in the Light of Fundamental Rights」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 国際的な子の連れ去りと家事メディエーション
3. 学会等名 2022年7月9日仲裁ADR法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Continuity of the Status and Legal Parentage HCCH Parentage/Surrogacy Project
3. 学会等名 2022年8月31日マックスプランク国際私法及び比較私法研究所にて（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Japan and Asia at the Hague Conference on Private International Law
3. 学会等名 2022年9月1-3日マックスプランク国際私法及び比較法研究所主催・パウム教授70歳誕生日記念シンポジウム「Comparing and Transferring Law and Legal Expertise: The Role of Japan」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Protection of Same-Sex Couples in Cross-Border Legal Relationships
3. 学会等名 2022年11月5・6日日仏シンポジウム「Droits humains des minorites sexuees, sexuelles et genrees. Regards franco-japonais」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 New Developments of Private International Law in Japan
3. 学会等名 2021年5月4&7日スイス比較法研究所第32回国際私法ワークショップ・ウェビナー（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 New Frontiers for Cross-border Families in the Era of Pandemic
3. 学会等名 2021年6月22日テルアビブ大学主催シンポジウム・ウェビナー「Cross-border Families under COVID-19」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Treatment and Effects of Birth Certificates on Non-biological Parentage. With a Special Focus on the HCCH Parentage/Surrogacy Project
3. 学会等名 2021年9月20日ELI国際親子関係ワーキンググループ・ウェビナー「Non-biological Children and Circulation of Birth Certificates」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Synergy between the 1996 Child Protection and the 1980 Child Abduction Conventions
3. 学会等名 2021年9月28日ハーグ国際私法会議・アジア太平洋オフィス主催ウェビナー「Twenty-Five Years of the HCCH Child Protection Convention in the Asia and Pacific Region: Present, Development and Future」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Litigation in Asia. Choice of Court Agreements & Judgments Recognition
3. 学会等名 2020年7月2日University of Lausanne, LL.M. Program (ウェビナー) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 グローバル化の中での国際家族法の変容
3. 学会等名 2020年9月26日関西国際私法研究会 (ウェビナー)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる諸問題について
3. 学会等名 2020年11月6日大阪地方裁判所第14民事部 (執行センター) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Online Marriage and Divorce in Japan
3. 学会等名 2021年1月27日The Academy of European Law (ERA)シンポジウム「Digital Technology in Family Matters」(Webinar) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 人・移動・帰属 国際私法の観点から
3. 学会等名 2021年2月11日『人・移動・帰属 変容するアイデンティティ』研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 ハーグ子奪取条約と監護権の本案事件をめぐって
3. 学会等名 2021年2月22日大阪弁護士会・ハーグ条約研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 Multiculturalism and Women in Conflict of Laws ( 'Women and Private International Law' のセッション )
3. 学会等名 ドイツ・ミュンヘン大学主催「Journal of Private International Lawシンポジウム」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 第2セッション「今後進むべき道」統括
3. 学会等名 「アジアにおける子供中心の国際家事手続」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 小田切紀子
2. 発表標題 「アジアにおける子供中心の国際家事手続」パネリスト
3. 学会等名 「アジアにおける子供中心の国際家事手続」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西谷祐子
2. 発表標題 「ハーグ国際私法会議と日本 子の奪い合いに関するハーグ条約及び親子関係・代理懐胎プロジェクト」
3. 学会等名 大阪地方裁判所(海外司法制度研究会)(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yuko Nishitani
2. 発表標題 An Introduction to the Japanese Legal System Challenges of Multiculturalism
3. 学会等名 京都大学白眉センター主催・ニューキャッスル大学(オーストラリア)との合同セミナー(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Kazuaki Nishioka and Yuko Nishitani	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Hart Publishing	5. 総ページ数 320
3. 書名 Japanese Private International Law	

1. 著者名 大谷 美紀子、西谷 祐子、金子 修、外務省ハーグ条約室、長田 真里、芝池 俊輝、山口 亮子、古賀 絢子、橘高 真佐美、池田 綾子、黒田 愛	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 340
3. 書名 ハーグ条約の理論と実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究課題の遂行にあたって、ドイツ、フランス、米国、英国、イスラエル等の西欧諸国のほか、シンガポール及びベトナム等のアジアを含む諸外国の研究者及び研究機関、国際機関、実務家等と連携し、多角的に学際的な国際共同研究を行うことができた。今後も本研究課題による成果を還元しながら、さらに連携して国際共同研究を推進していく所存である。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小田切 紀子 (Odagiri Noriko) (10316672)	東京国際大学・人間社会学部・教授  (32402)	ハーグ条約の実施と子の意見聴取に関する研究
研究分担者	小川 玲子 (Ogawa Reiko) (30432884)	千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授  (12501)	移民政策と外国人の子どもの権利保護に関する研究
研究分担者	木村 敦子 (Kimura Atsuko) (50437183)	京都大学・法学研究科・准教授  (14301)	日本の家族法制の特徴とハーグ条約の実施における親権・監護権に関する研究

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	原 めぐみ  (Hara Megumi)  (90782574)	和歌山工業高等専門学校・総合教育科・助教    (54701)	移民政策と外国人の子どもの権利保護に関する研究

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 2023年2月18日ワークショップ「2023年 法のグローバル化の行方」	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 2024年3月25・26・29・30日ワークショップ「離婚手続における治療的司法」	開催年 2024年～2024年

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	マックスプランク国際私法及び比較法研究所	ケルン大学法学部	ハイデルベルク大学法学部	他4機関
米国	ニューヨーク大学ロースクール			
英国	英国国際法及び比較法研究所	ウェストミンスター大学	ケンブリッジ大学法学部	他2機関
オーストラリア	メルボルン大学法学部	グリフィス大学法学部		
イスラエル	テルアビブ大学法学部	エルサレム大学法学部		
フランス	パリ第二大学	フランス政治学財団（シアン ス・ポ）	パリ第一大学	他1機関
オランダ	ハーグ国際私法会議	ハーグ国際法アカデミー	マーストリヒト大学	他1機関
スイス	チューリッヒ大学	ローザンヌ大学	スイス比較法研究所	
シンガポール	シンガポール経営大学	シンガポール国立大学		
ベトナム	ベトナム国立法科大学			